

西尾市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

**令和8年4月
西尾市教育委員会**

〈 目 次 〉

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2～4
5	関連する取組、今後のフォローアップ	4～5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

西尾市は、「西尾市教育大綱」の基本目標「ともに楽しみ、ともに学び、ともに夢みるまち」をもとに、親や子ども、友だち、みんながともに遊び、ともに楽しみながら子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めている。

西尾市教育委員会として、この目標の実現には、教職員が子ども一人一人の成長に向き合える環境づくりが必要であり、その土台となるのが学校の働き方改革であると考え、教職員が授業改善や児童生徒理解を進めるための時間と心のゆとりを確保することは、教育の質を高め、子どもの健やかな成長を支えることにつながっていく。

働き方改革は、単に時間外勤務を減らすだけでなく、教育の質を維持・向上させるための改革である。文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」(①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務であるが負担軽減を促進すべき業務)を踏まえ、業務の性質や責任を整理し、学校・教育委員会・市長部局・関係機関及び地域や保護者がそれぞれの役割を明確にしたうえで、連携・協働体制を整えることが重要である。

本計画は、教職員の業務の精選・効率化、校務のデジタル化及び地域との協働を進め、「教師が教師でなければできない業務」に注力できる環境をつくることを目的とするものである。すなわち、「学校における働き方改革」は、本市の教育の質を高め、子どもの健やかな成長を支えることを実現させるために、業務の適正化と教職員の健康確保を通じて、持続可能で質の高い学校教育の実現を図るものである。

(2) 本市の現状

教育委員会では、毎年、教職員の在校等時間の管理及びその時間の短縮に取り組んでいる。本市教職員の令和6年度における時間外在校等時間の取得状況は、以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の取得状況】

(延べ人数での割合)

	月 45 時間以下の人数・割合	月 45 時間超 80 時間以下の人数・割合	月 80 時間超 100 時間以下の人数・割合	月 100 時間超の人数・割合
小学校・義務教育学校前期課程	54.4%	38.8%	5.6%	1.2%
中学校・義務教育学校後期課程	47.6%	37.5%	10.2%	4.7%

○本市における教職員の時間外在校等時間について、月 45 時間を超える割合が小学校で 45.6%、中学校で 52.4%となっている。多様化する児童生徒の課題に応じた個別支援に係る検討や準備、児童生徒及び保護者への時間外対応、部活動などの業務に対す

る負担感が大きくなっており、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務及び教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について、市長部局、警察等司法機関、福祉機関及び地域との連携を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出し、「教師が教師でなければできない業務」に専念できるようにすることが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1年間の時間外在校等時間の80時間超在校者の割合を0%にする。
- イ 1年間の時間外在校等時間の45時間以上80時間以下在校者の割合を、年度ごとに削減する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標 ※（ ）内は令和6年度の数値

- ア 年間5日以上有給休暇を、教職員全員が確実に取得できるようにし、取得率100%を達成する。
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、10%まで減少させる。(10.4%)
- ウ 教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者、地域住民による、児童生徒が学校に登下校する時間の通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や地域住民が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・西尾市PTA連絡協議会、西尾地区中高生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ・学校教育活動に関わりのないトラブル（SNSを含む）については、学校としての対応を控えることとする。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金のうち給食費の徴収については、国の給食費無償化に係る動向を注視しながら、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の在り方について検討する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・現在2名配置している生徒指導サポーター（警察OB）については、引き続き配置を継続する。
- ・スクールロイヤー等の法務相談体制の構築について検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を推進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和13年度までに、部活動指導員の配置拡充等を進め、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。また、平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、教職員が勤務時間以外に部活動に関わる時間を減らす。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する学校事務アシスタントを引き続き全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- a スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の生徒指導関係の各種会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- b 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- c 養護教諭補助者、教育アシスタント、通級指導教員等の学校への配置を拡充する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1か月の時間外在校等時間が、80時間を超えることが常態化している教職員に対し、医師による面接（健康相談）を促す。
- イ ストレスチェック後の集団分析の結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ウ 夏季休業日の期間中に、5日間程度の一斉閉校期間の設定を行う。
- エ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう各学校に連続休暇の取得を促進するとともに、年間5日以上有給休暇を、教職員全員が確実に取得できるようにする。また、毎学期1回以上の年次有給休暇の取得を推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- （1）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- （2）学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- （3）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェ

ックの結果から把握する。

- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者や地域、関係機関の理解を促進するため、保護者や地域、関係機関に対して、業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

文部科学省資料

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進